

法令適用事前確認手続（照会書）

令和 2 年 3 月 9 日

国土交通省自動車交通局旅客課長 殿

照会者名

住 所

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

道路運送法第 2 条 3 項、同法 4 条 1 項

2. 将来自らが行おうとする個別具体的な事実

- ① X 社は、労働者派遣業（労働者派遣法に基づき、派遣元事業主として、自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて派遣先のために労働に従事させることを業として行うこと。）、及び有料職業紹介業（職業安定法に基づき、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること。）を主たる業務としている。
- ② X 社は、今後労働者派遣業を遂行する一環で、X 社事業所周辺や特定の地区ごとに指定された駅前等の場所から、専ら派遣先事業主の事業所まで自己の雇用する労働者を、各派遣先事業所指定の時間帯に一台あたり 7、8 名から 20 名程度送迎することを予定している（以下「本件送迎」という。）。
- ③ X 社は、本件送迎を行うにあたっては、道路運送法上の旅客自動車運送事業者（以下「本件外部業者」という。）に委託し本件外部業者の事業用車両のみを用いることを予定している。すなわち、X 社は、X 社自身の従業員が本件送迎を行うことや、X 社の自社車両を用いて本件送迎を行うことも予定していない。
- ④ X 社は、本件送迎を本件外部業者に委託して行うに際しては、自己の雇用する労働者及び同人の所持品を除き、他社の雇用する労働者、及び自社及び他社が所有する貨物に関して送迎することは予定していない。また、X 社による本件送迎は、X 社所定の労働者派遣基本契約書を締結している派遣先事業主の事業所までに限って行うものとしており、同契約を締結していない派遣先事業主の事業所まで行うことは予定していない。

- ⑤ X社は、本件外部業者に対し支払われる運賃に関しては、1) 原則として、X社と派遣先事業主との間の労働者派遣基本契約書に基づく人材派遣料とは別途、運賃相当分の全部又は一部を派遣先事業主に対し請求する内容で派遣先事業主と合意を取り交わし、その上で、X社から本件外部業者に対し運賃を支払う、2) 派遣先事業主と本件外部業者との間で別途送迎に関する契約を締結してもらい、X社を介さず、派遣先事業主から本件外部業者に対し運賃を支払う、又は3) 以上の1)及び2)のいずれかについて派遣先事業主と合意できない場合には、やむなくX社が本件外部業者に対し支払うべき運賃を負担することを予定している。そして、以上のいずれの場合であっても、同一の派遣先事業主について、実際の送迎の有無、送迎距離に応じて人材派遣料の金額が変動することは予定していない。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(見解)

X社が本件外部業者に委託して行おうとする本件送迎において、X社の行為は、道路運送法2条3項「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する」旅客自動車運送事業に該当しないため、X社は同法4条1項の国土交通大臣の許可を必要としない。

(根拠)

道路運送法と類似の、貨物自動車運送事業法においては、貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう、とされている。そして、当該運送行為については、貨物運送事業法における許可等が必要となる。但し、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととされている(国土交通省自動車局貨物課長平成30年3月20日、平成29年12月15日、平成29年3月21日付法令適用事前確認手続回答書等)。

そして、道路運送法2条3項における、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する」ことの解釈に関しても、上記の貨物自動車運送事業法における解釈に倣い、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、同法上の許可等を要しないものと考えられる。

X社は、自己の雇用する労働者にとって派遣先事業主の所在地への交通の便が無く又は著しく不便であるといった事情、又は派遣先事業主の所在地及びその近隣において駐車場が無いといった事情から、X社が雇用する労働者を派遣先事業主所在地まで

送迎しなければ、派遣先事業主との間で労働者派遣基本契約を締結できないような場合に限って、本件外部業者に委託して本件送迎を行うことを予定している。そうである以上、本件送迎は、X社の業務の主たる目的を達成するため必要な付帯的な作業を本件外部業者に委託して行っているにすぎず、実態として、本件送迎のみを分割して把握することは困難である。

なお、運輸省貨物流通局陸上貨物課監修『逐条問答貨物自動車運送事業法の運用』（第一法規1991）第9頁によれば、「『他人の需要に応じ』とは、他人から依頼を受けた運送が運送事業以外の事業に附属したものでなく独立して行われるということである。運送事業以外の事業に附属しているか、あるいは独立しているかどうかは社会通念上決定される。例えば、クリーニング店が利用者への配送をサービスとして行うことはその経営するクリーニング事業に付随するものと言えるが、近年、附帯サービスが充実している引越サービス事業については、その目的が貨物の移動であることは社会通念上明らかであり、運送自体が引越しに伴うサービスに附属したのではなく、独立して行われていると言える。」という説明がされている。本件送迎に関してこれらの例と比較すると、X社が行う人材派遣事業に伴って、本件外部業者に委託して自社が雇用する労働者のみを派遣先事業所に送迎するものであるから、本件送迎は、事業そのものであり、少なくとも事業に付随するものといえる。したがって、あくまでクリーニング店の事例と同種であると考えられ、労働者の送迎それ自体を目的として独立に行われているものとはいえない。

また、本件送迎の対価の観点からみても、2⑤1)の場合には、X社は一旦派遣事業本体の対価たる人材派遣料とは別途運賃相当額を派遣先事業主から徴収するものの、その後X社から本件外部業者に対しその全額を支払うことを予定していることを前提とすれば、X社は派遣先事業主から本件送迎の対価として運賃相当額を徴収しているわけではなく、あくまで本件送迎に係る実費としての支払を受けその後代わりに本件外部業者への支払を行っているだけの位置付けにすぎず、本件送迎に関し利益を一切得ていないのである。また、2⑤2)及び同3)の場合では、X社はそもそも派遣先事業主から人材派遣料とは別途何らの金員も受領しない。そうすると、いずれの場合であってもX社は主たる業務の対価である人材派遣料とは別途、本件送迎に関する対価(利益)の支払を受けないため、本件送迎は対価の観点でみても人材派遣の付帯的な位置づけにすぎないというべきである。

したがって、本件送迎の実態等から、本件送迎は、X社における労働者派遣業という生業と密接不可分であって、その業務に付帯して行われているにすぎず、主要な業務過程において包摂されているものである。

#### 4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

公表の延期を希望しない。

以上